

伊是名村奨学金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊是名村育英基金運用委員会設置要綱（平成13年教委訓令第1号）第9条の規定に基づき、成績が優秀で修学する意欲があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な者に対する奨学金の給付について定め、もって、本村の将来を担う人財育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 大学等での修学に必要な費用及び高等学校等での修学のための居住に係る経費に対して本村が給付する給付金をいう。
- (2) 奨学生 奨学金の給付を受けることができる者として教育長が認定した者をいう。
- (3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、高等専門学校及び専修学校のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 大学の学部
 - イ 短期大学の学科
 - ウ 高等専門学校の第4学年及び第5学年
 - エ 専修学校の専門課程
- (4) 高等学校等 次に掲げるものをいう。
 - ア 高等学校(専攻科および別科を除く)
 - イ 中等教育学校の後期課程(専攻科および別科を除く)
 - ウ 特別支援学校の高等部
 - エ 高等専門学校の第1学年から第3学年まで
 - オ 専修学校の高等課程

(奨学金の種類等)

第3条 奨学金の種類、対象とする経費、給付額は次のとおりとする。

種類	給付対象経費	給付額
入学支度金	大学等へ入学手続き時に必要な校納金のうち入学金及び施設整備費に相当する経費	上限 282,000 円
修学奨学金	大学等への校納金のうち授業料に相当する経費及び高等学校等修学のために必要とされる居住費に相当する経費	大学等 年額上限 360,000 円 高等学校等 年額上限 240,000 円

備考 給付対象経費について、減免若しくは補助を受けている場合は、その相当す

る額について給付額を減額するものとする。

(奨学金の給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、奨学生の認定を受けたときから当該高等学校等又は当該大学等の標準修業年限の終期までとする。

(奨学生の要件)

第5条 奨学生は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内にある大学等及び高等学校等へ進学する者又は在籍している者
- (2) 学業成績が優秀であると認められる者
- (3) 経済的理由により修学することが困難であると認められた者
- (4) 保護者が本村に3年以上引き続き住所を有する者
- (5) 日本国籍を有している者又は別途定める在留資格を有している者
- (6) 伊是名中学校を卒業した者又は卒業予定の者

(奨学生認定申請)

第6条 奨学生の認定を受けるための申請(以下、「認定申請」という。)ができる者は、次の各号のいずれかに該当するもので、過去に当該申請したことのない者とする。

- (1) 中学校若しくは高等学校等に在籍し、翌年の3月末に卒業予定の者
 - (2) 高等学校等又は大学等に在籍している者
 - (3) 高等学校卒業程度認定試験に合格し、文部科学省が示す大学等の入学資格を有する者。
- 2 認定申請をしようとする者は、教育長に対しその定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 奨学生認定申請書(第1号様式)
 - (2) 奨学生推薦調書(第2号様式)。ただし、前項第3号に該当する者は提出を要しない。
 - (3) 中学校及び高等学校等における第1学年から申請時までの成績又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類
 - (4) 同一生計内の全員の住民票謄本
 - (5) 同一生計内で所得のある者及び本人の前年度の所得を証明できる書類
 - (6) その他教育長が必要とする書類

(審査及び結果の通知)

第7条 教育長は、前条の認定申請があった者について審査を行い、伊是名村育英基金運用委員会(以下「運用委員会」という。)において、奨学生候補者を選考するものとする。

2 教育長は、前項の報告に基づき、奨学生候補者を決定したときは、認定申請者に対して、伊是名村奨学生認定審査結果通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(誓約書等の提出)

第8条 奨学生候補者選定の通知を受けた者は、教育長に対しその定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書(第4号様式)
 - (2) 高等学校等又は大学等への合格を証明する書類
 - (3) 高等学校等又は大学等に在籍していることを証明する書類
 - (4) その他教育長が必要とする書類
- 2 連帯保証人は、父又は母とする。ただし、父母がいないときは連帯保証人となることを承諾した成年者とする。

(奨学生の認定)

第9条 教育長は、高等学校等又は大学等へ進学することを確認できた奨学生候補者又は、在籍が確認できた奨学生候補者について、奨学生として認定する。

- 2 教育長は、奨学生として認定した者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学生候補者のうち、選考順位の高い者から追加の奨学生を認定することができるものとする。
- (1) 高等学校等又は大学等に合格することができなかった場合
 - (2) 前条第1項の期限内に死亡したとき
 - (3) 前条第1項の期限内に退学した場合
 - (4) 前条第1項の期限内に奨学生の認定について辞退を申し出た場合

(奨学生等の届出)

第10条 奨学生は、毎年、教育長に対しその定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 高等学校等又は大学等に在籍していることを証明する書類
 - (2) 同一生計内の全員の住民票謄本
 - (3) 同一生計内で所得のある者全員の前年度の所得を証明できる書類
- 2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに奨学生異動届(第5号様式)に異動の事由を証明できる書類を添えて教育長に提出しなければならない。
- (1) 休学、復学、転学、留学又は退学するとき。
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (3) 連帯保証人を変更するとき。
 - (4) 奨学生又は連帯保証人若しくは父母の住所、氏名、その他重要な事項に変更があったとき。
 - (5) 奨学生が死亡したとき。この場合の提出者については、父母若しくは連帯保証人とする。
- 3 奨学生は、奨学金の給付を辞退するときは、奨学生辞退届(第6号様式)を教育長に提出しなければならない。

(奨学生認定の取消し)

第 11 条 教育長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該奨学生の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第 5 条に定める要件を満たしていない場合
 - (2) 奨学金の給付を辞退した場合
 - (3) 教育長に届なく無断で転学、編入学又は留学した場合
 - (4) 第 20 条の規定により給付の停止を受けたときから継続して 2 年が経過した場合
 - (5) 奨学生が奨学生認定申請書(第 1 号様式)に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した場合
 - (6) その他、教育長が奨学金の給付の必要がないと認めた場合
- 2 教育長は、奨学生の認定の取消しを行う場合は、事前に運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 奨学生の認定の取消しを受けた者は、奨学金の給付の請求又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(奨学金の給付申請)

第 12 条 奨学生は、奨学金の給付を受けようとするときは、教育長に対しその定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金給付申請書(第 8 号様式)
- (2) 大学等への校納金の内訳及び額が明示され、納付期限の分かる書類
- (3) 高等学校等の修学のために居住する家屋に係る家賃及び寮費(以下「家賃等」という。)の額が確認できる書類
- (4) その他教育長が必要とする書類

(奨学金の給付決定)

第 13 条 教育長は、前条の規定による給付申請を受理したときは、当該給付申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、奨学金の給付を決定し、奨学金給付決定通知書(第 9 号様式)により、当該奨学生に通知するものとする。

(給付申請の取下げ)

第 14 条 前条の規定による給付決定の通知を受けた奨学生が、給付申請を取り下げようとするときは、給付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、奨学金給付取下げ申請書(第 10 号様式)を教育長に提出しなければならない。

(給付内容の変更)

第 15 条 奨学生は、第 13 条の給付決定を受けた内容に変更がある場合には、遅滞なく変更承認申請書(第 11 号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 16 条 奨学生は、教育長に対しその定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金実績報告書(第 12 号様式)
- (2) 奨学金の対象経費を支払ったことを証明する書類の写し
- (3) 高等学校等又は大学等での履修状況とその成績を証明できる書類
- (4) その他、教育長が必要と認めた書類

(給付額の確定)

第 17 条 教育長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは審査を行い、給付額を確定し奨学生に通知するものとする。

(給付の請求及び給付)

第 18 条 前条の規定による給付額の確定を受けた奨学生は、教育長に対しその定める期限までに奨学金給付(概算払い)請求書(第 14 号様式)を提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、第 17 条の規定により確定した額の奨学金を給付するものとする。

(概算払い)

第 19 条 奨学生は、奨学金を概算払により請求をすることができる。この場合、概算額が確認できる書類を添付するものとする。

- 2 教育長は、前項の概算払の請求があったときは、第 13 条の規定により給付決定した奨学金の全部又は一部を概算で給付することができる。
- 3 教育長は、前項の規定により給付を決定したときは、当該決定の支払方法等について、奨学金給付概算払い請求支払決定通知書(第 14-2 号様式)により当該奨学生に通知するものとする。

(給付停止及び給付期間の短縮)

第 20 条 教育長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該奨学生に対する奨学金の給付を停止又は、短縮することができる。

- (1) 第 5 条の要件を満たしているか疑義が生じた場合
 - (2) 必要な書類の提出がない等、奨学生としての責務を怠った場合
 - (3) 休学又は留学の届出があった場合
 - (4) 在学する高等学校等又は大学等で停学の処分を受けた場合
 - (5) 高等学校等又は大学等を長期に欠席していると認められる場合
 - (6) その他、教育長が奨学金の給付の必要がないと認めた場合
- 2 前項第 3 号の規定に関わらず、奨学生が留学する場合は、本人の希望により奨学

金の給付を継続することができる。ただし、給付期間の延長は認めないものとする。

3 教育長は、停止の期間に応じて奨学金の給付期間を短縮することができる。

(給付停止の解除)

第 21 条 奨学金の給付が停止された奨学生が、当該給付停止の原因となった事由が解消されたときは、教育長に対して奨学金の給付停止の解除を申し出ることができる。ただし、給付停止の開始から継続して2年を経過したときは、この限りではない。

2 教育長は、前項の申出を受け、当該給付停止の原因となった事由が解消されたと認めたときは、その解消された日以降にかかる奨学金の給付を行うものとする。

(給付の決定の取消し)

第 22 条 教育長は、第 11 条の規定により奨学生の認定を取消した場合は、当該取消した部分に対する奨学金の給付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(奨学金の返還)

第 23 条 教育長は、奨学金の給付の決定を取り消した者に対し、取り消された部分に係る既に給付された奨学金がある場合はその返還を命ずるものとする。

2 奨学金の返還方法等については、教育長が交付する返還命令書(第 17 号様式)に定めたとおりに納入するものとする。

3 第 1 項の規定に関わらず、教育長は、奨学生の死亡又は精神若しくは身体の障害により、高等学校等若しくは大学等に進学又は在籍できなくなったときは、奨学金の返還を免除することができるものとする。

(進路の報告)

第 24 条 奨学生であった者は、卒業してから6か月以内に進路状況報告書(第 18 号様式)により卒業後の進路について、教育長に報告しなければならない。

(成果報告等)

第 25 条 奨学生は、大学等の在学中又は卒業後、教育長の求めに応じて、奨学金を受けた成果を公表すること等に協力しなければならない。

(調査の実施)

第 26 条 教育長は、必要があると認めるときは、奨学生に対して、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(調査に対する協力)

第 27 条 奨学生は、奨学金の用途等に関して、教育長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。

(証拠書類の整理)

第 28 条 奨学生は、奨学金にかかる証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該給付を終了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。